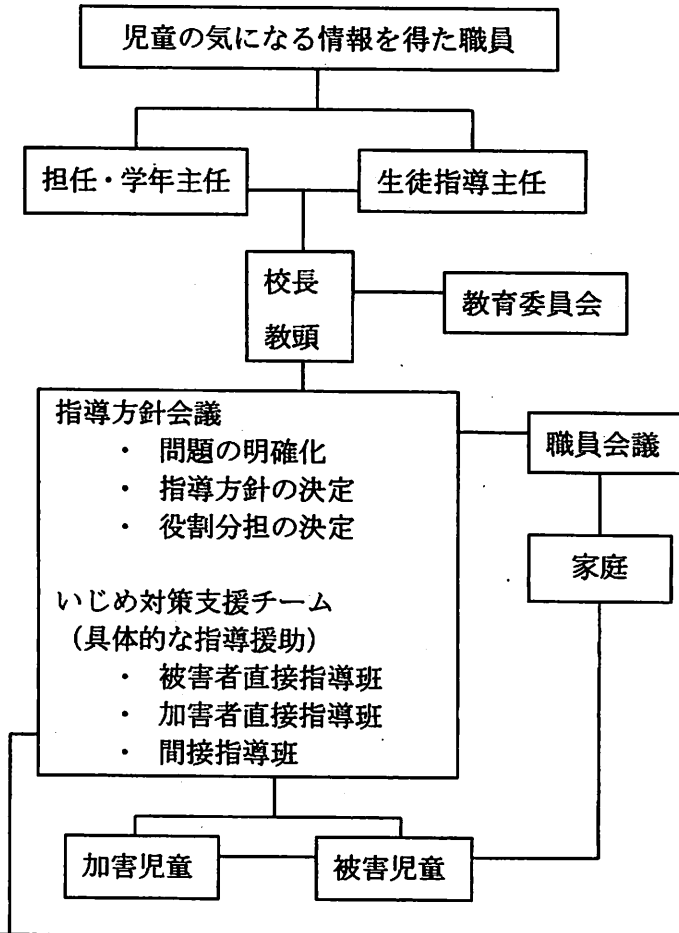


<予防対策>

- ア 道徳教育を核に、心の教育の充実を図る。
- イ 教育相談体制の確立を図る。
- ウ 早期発見チェックポイントを職員・保護者で共通理解する。
- エ 教師の言動や教師の感性の研鑽を図る。
- オ 楽しい授業、わかる授業の展開に努める。
- カ 学級内・クラブ活動内の協力し合う人間関係を醸成する。

<発生時の対策>

- ① 指導方針会議を開き、問題解決に向けて見通しを立てる。
- ② 「いじめは許さない」という毅然とした態度で指導に望む。
- ③ 全職員の共通理解、共通行動のもとに指導にあたる。
- ④ 関係保護者の理解、協力のもとに指導にあたる。
- ⑤ いじめられた児童の立場に立って指導にあたるとともに、いじめた側の児童の人格、人権にも配慮する。
- ⑥ 教育委員会へ報告し必要な指示を受ける。



関係機関等との連携		
教育事務所 ・いじめ電話相談 ・学校カウンセラー	総合教育センター ・指導相談部 ・「心の教育相談室」 ・いじめ電話相談 ・よい子の電話相談	その他 ・市教育相談室 ・民生委員 ・主任児童委員 ・児童相談所

<事後の対策>

- ア 事実関係を調査し、全容を明らかにする。
- イ 道徳や学級活動を通して全体指導をする。
- ウ 関係児童のようすを経過観察し、変容を見届ける。